学校関係者評価委員会規程

（目的）
第 １条 この規程は，学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し，必要な事項を定める。
（設置）
第 ２条 本校は，より実践的な職業教育の質を確保するため，教育活動の観察や意見交換等を通じて，自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。
（委員の委嘱等）
第 ３条 委員会を構成する委員は，次に掲げる者のうちから，各１名以上を選出し，校長が委嘱する。
（１）専門分野委員（就職実績が多い団体、職能団体等関連団体から推薦による委員、第三者評価委員経験者、財務関係有識者）
（２）卒業生・保護者等
（３）その他教育に関する有識者（学校制度に関する識者等）
（役割）
第 ４条 委員会は，教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ，評価を行い，その結果を校長に報告する。
（任期）
第 ５条 委員の任期は，２年とし，重任，再任を妨げない。
２ 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第 ６条 委員会に，委員長及び副委員長を置く。
２ 委員長は校長，副委員長は副校長，教頭とする。
３ 委員長は，委員会を招集し，委員会を代表する。
４ 副委員長は，委員長を補佐し，委員長が不在ときは，その職務を代行する。
（会議）
第 ７条 委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。ただし，第３条第１号から第６号の委員に事故があるときは，代理の者が出席できることがある。
２ 委員会の決議は，出席委員の過半数をもって決する。
（委員以外の者の出席）
第 ８条 委員会が必要と認めたときは，委員以外の者に出席を求め，その意見を聴くことができる。
（守秘義務）
第 ９条 委員は，その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ，または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）
第１０条 この規程に定めるもののほか，学校関係者評価に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附則
１．この規程は、令和元年６月２１日より施行する。